

財務省告示第四百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平

成十六年九月二十七日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十六年十月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第七十

二 発行の根拠

の法律及びそ 平成十六年度における財政運営

の法律及びそ 関係する法律（平成十六年法律第二十

二 十二号）第二十一条及び財

政 融 資 金 特 別 会 計 法 （ 昭 和 二

十 六 年 法 律 第 百 一 号 ） 第 十 一 条

第 一 項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用 等 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 。 以 下

「 振 替 法 」 と い う 。 ） の 規 定 の 適

用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振 替

機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。

四 発行方法 札 発 行 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入

五 募入決定の 各 申 込 み の うち 応 募 価 格 の 高 い

方 法 も の か ら そ の 応 募 額 を 順 次 割 り

六 発行額 当 てる 。

額 面 金 額 で 五 千 九 百 九 十 四 億 円

う ち 平 成 十 六 年 度 に お け る 財

政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特

例 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項

の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国

債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 四 千

七 百 九 十 六 億 千 三 百 二 十 五 万

円 、 財 政 融 資 金 特 別 会 計 法 第

十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発

行 額

七 払込金額
八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利子
の払込み

行した利付国債については、額
面金額で千九百九十七億八千六
百七十五万円
六千四百六十六万八千五百円
五万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものとす
る。

平成十六年九月二十七日
額面金額百円につき百円十銭以
上のそれぞれに応募価格

二年一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算

式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 2.1}{100} \times \frac{7}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
について、前記(一)の算式によ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
へただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
に、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

